

組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

第4章

CHAPTER 4



©INTERPOL

第1節

暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

また、近年、暴力団は伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を偽装したり、共生者^(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

さらに、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度を悪用した詐欺事件を多数敢行したりするなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

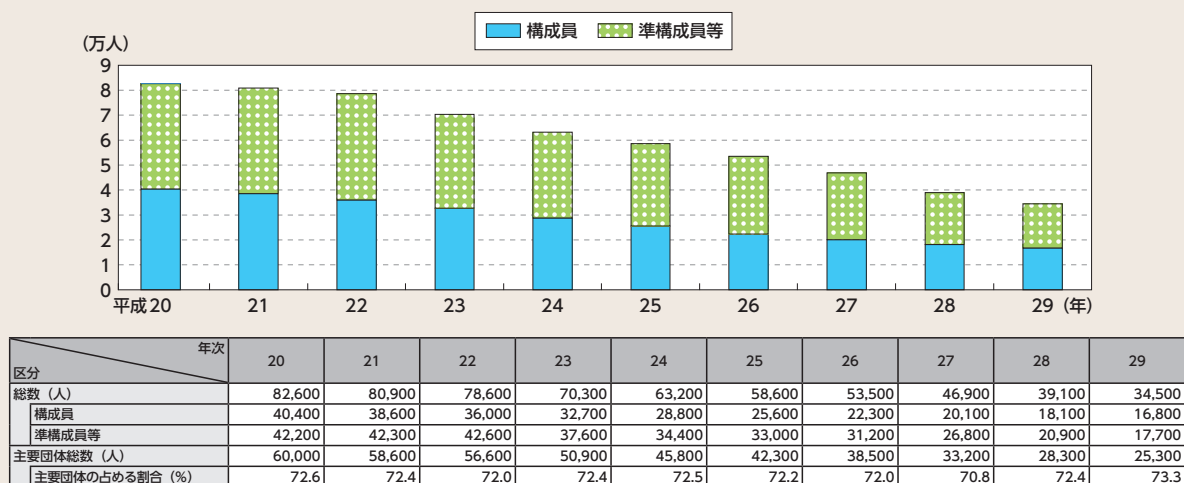
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の効果的な運用及び暴力団排除活動を推進している。

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注2)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は、平成17年から減少している。

また、29年末現在、暴力団構成員及び準構成員等の総数のうち主要団体^(注3)の占める割合は7割以上に及んでいるが、27年8月の六代目山口組の分裂に伴い、神戸山口組が結成されて以降、暴力団構成員及び準構成員等の総数のうち六代目山口組が半数弱を占めていた一極集中の状態から、変化が生じている。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移（平成20～29年）



注1：数値は、各年末現在

注2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

注2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

注3：26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会をいい、27年以降は、六代目山口組、稲川会、住吉会及び神戸山口組をいう。

(2) 暴力団の解散・壊滅

平成29年中に解散・壊滅した暴力団の数は126組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は413人である。このうち主要団体の傘下組織の数は63組織（50.0%）であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は195人（47.2%）である。

(3) 暴力団の指定

平成30年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。29年中は、浪川会が4回目の指定を受けたほか、5団体^(注)が9回目の指定を受けた。また、30年2月には松葉会が9回目、三代目福博会が7回目の指定を受けたほか、同年3月に任侠山口組が、同年4月に関東関根組が新たに指定を受けた。

図表4-2 指定暴力団一覧表（24団体）

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約4,700人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,300人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,900人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約380人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	1県	約340人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約80人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	1県	約150人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約70人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約70人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約500人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約90人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約110人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都12県	約560人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約130人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都7県	約450人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約130人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約230人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑88-1	井上 邦雄	1都1道2府32県	約2,000人
23	任侠山口組	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道2府12県	約460人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約160人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成29年末現在のものを示している。ただし、神戸山口組の「勢力範囲」、「構成員数」については、30年2月1日現在のものを、任侠山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、同年3月22日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、同年2月1日現在のものを、関東関根組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、同年4月25日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、同年1月24日現在のものを示している。

2：29年末における全暴力団構成員数（約1万6,800人）に占める指定暴力団構成員数（約1万5,900人）の比率は94.6%である。

注：三代目俠道会、太州会、九代目酒梅組、極東会及び二代目東組

2 暴力団犯罪の取締り

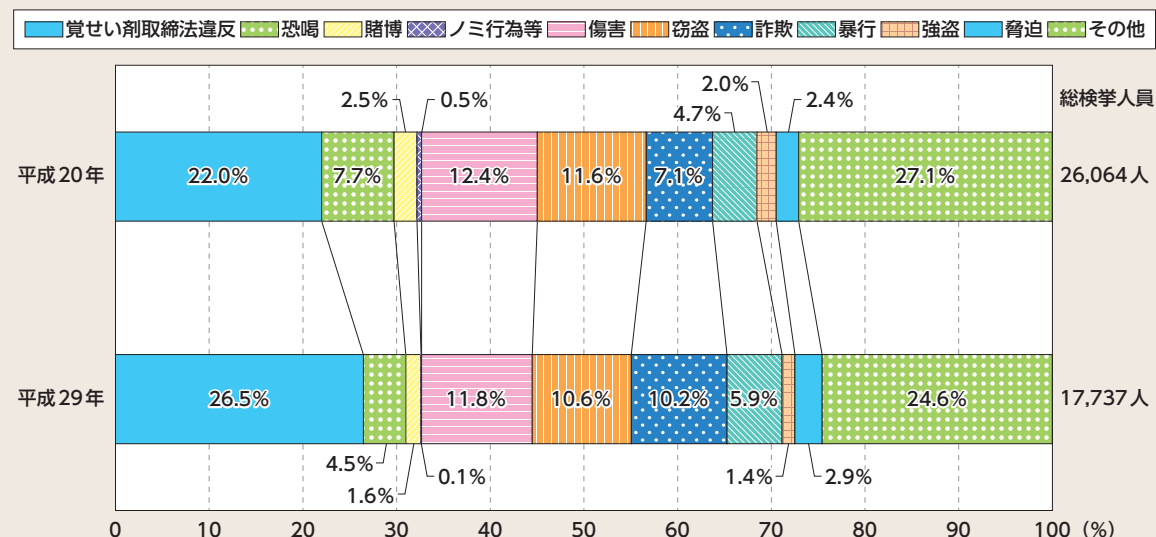
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表４－３のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は３割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっているといえる。他方、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、図表４－４のとおりであり、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表４－３ 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員（人）		8,517	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795
覚せい剤取締法違反		5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693
恐喝		2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803
賭博		639	789	652	405	511	294	366	515	423	289
ノミ行為等		130	179	123	203	79	55	63	27	13	10
暴力団構成員等の総検挙人員に占める 伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の 構成比（％）		32.7	33.7	34.0	33.0	34.0	32.7	33.2	33.3	31.3	32.7

図表４－４ 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の状況（平成20年及び29年）



注：公営競技をめぐる施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件^(注1)

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件、対立抗争事件等の発生状況は、図表4-5のとおりであり、これらの事件は、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察においては、重点的な取締りを推進している。

図表4-5 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数等の推移（平成25～29年）

区分		年次	25	26	27	28	29
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件	発生件数（件）		23	8	1	3	2
	うち銃器使用		3	4	1	1	0
	うち手りゅう弾使用		0	0	0	0	0
	死者数（人）		1	0	0	0	0
	負傷者数（人）		4	4	0	0	0
対立抗争事件 ^(注1)	認定数（件）		0	0	0	1	0
	発生件数（件）		27	18	0	42	9
	うち銃器使用		20	9	0	6	1
	死者数（人）		0	0	0	4	1
	負傷者数（人）		3	3	0	15	4
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 ^(注2)	発砲事件数（件）		35	19	8	17	13
	死者数（人）		2	0	1	2	2
	負傷者数（人）		2	3	3	1	4

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「認定数」1件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生件数」としている。

注2：銃砲（「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」（銃刀法第2条第1項））を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く。）。

CASE

神戸山口組傘下組織構成員の男（55）らは、平成27年1月、2回にわたり、会社代表取締役の自宅の門灯等に向けて拳銃を発射し、同門灯等を損壊した。29年6月、同男ら6人を銃刀法違反（発射）等で逮捕した（警視庁）。

MEMO 六代目山口組・神戸山口組対策

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にある中、平成29年4月、神戸山口組傘下組織の一部が任侠団体山口組（その後、任侠山口組と改称）の結成を表明し、神戸山口組は内部対立の状態となった。こうした中、同年9月には、同団体関係者が射殺される事件が発生するなど、暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

警察では、28年3月に六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあると判断して以降、警察庁及び関係都道府県警察に両団体に対する集中取締本部を設置して、全国警察を挙げて対立抗争事件の統発防止と両団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っている。

また、取締り及び警戒活動に加え、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）等と緊密に連携し、事務所撤去訴訟をはじめとした暴力団排除活動を支援している。例えば、27年8月に六代目山口組が分裂して以降、神戸山口組本部事務所が所在する兵庫県淡路市では、暴力団排除の気運が高まり、29年10月、適格暴追センター^(注2)の認定を受けた暴力団追放兵庫県民センターが、地域住民から委託を受け、神戸地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同月、同命令が決定された。

注1：暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの

1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行

2 上記1に該当しない次の事件

(1) 銃器の使用 (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付 (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）

(4) 放火（未遂を含む。） (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）

(6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

注2：国家公安委員会の認定を受け、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる暴追センター

(3) 資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。近年では、金地金の密輸事犯等、規制や制度等の間隙を突いた「表に出にくく、利益率の高い」新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっている。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法^(注1)違反等の資金獲得犯罪を敢行している。

警察では、巧妙化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE ▶

共政会傘下組織幹部の男(36)らは、平成28年9月から同年10月にかけて、警察官や銀行協会職員等を装って複数の高齢者に電話をかけ、同高齢者名義の口座が無断で開設されており、同種被害の防止を図るためにキャッシュカードを預けてほしいなどと虚偽の事実を告げ、キャッシュカードをだまし取った上、ATMから現金合計約550万円を窃取した。30年2月までに同男ら10人を詐欺罪等で逮捕した(広島)。

CASE ▶

六代目山口組傘下組織組長(54)らは、24年9月頃から29年4月にかけて、飲食店経営者等に対し、「銀座で店をやるなら付き合いを持ってくれ」などと言い、みかじめ料名目で合計約430万円を脅し取った。同年7月までに同組長ら8人を恐喝罪等で逮捕した(警視庁)。

CASE ▶

神戸山口組傘下組織幹部の男(59)らは、27年6月から29年3月にかけて、同男が実質的に経営する建設会社が一般建設業の許可を申請する際、同男が暴力団構成員であり、同許可の欠格要件に該当することから、同男ではない者を同社の役員とするなどの虚偽の書類を添付した申請書を東京都に提出し、許可を受けた。同年9月、同男ら4人を建設業法違反(虚偽記載)で逮捕した(警視庁)。

MEMO 金地金の密輸対策

近年、金地金の密輸事犯は増加傾向にあり、平成28年7月から29年6月にかけての同事犯の通告処分及び告発件数は467件、脱税額は約8億7,000万円と、いずれも過去最多を記録した^(注2)。密輸の仕出地は香港及び韓国が多く、一度に200キログラムを超える金塊を密輸した事例や暴力団員がプライベートジェット機を用いて金塊を密輸しようとした事例があるなど、国内外の犯罪組織が関与している実態が認められる。

警察では、税関と連携した同事犯の取締りや関係機関との情報交換等を行うほか、金地金等取引事業者、古物商及び質屋に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務を適切に履行するよう求めている。

注1：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

2：財務省資料による。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。

中止命令等の発出件数の推移は、図表4-6のとおりである。

CASE

共公会傘下組織組長らにより、みかじめ料名目で恐喝等の不法行為を受けたとして、被害者である複数の風俗店経営者が提起した損害賠償請求訴訟に関し、平成29年8月、広島県公安委員会は、暴力団対策法の規定に基づき、共公会会長に対し、1年間、同経営者に不安を覚えさせるような方法で当該請求を妨害することなどをしてはならない旨を命じた（広島）。

図表4-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成25～29年）

区分			25		26		27		28		29	
			中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令
合 計 (件)			1,747	78	1,687	52	1,368	54	1,337	41	1,369	48
形 態 別	9条 (暴力的要求行為)	2号 不当贈与要求行為	583	17	503	12	478	8	451	6	464	9
		3号 不当下請等要求行為	4	0	4	0	0	0	3	0	4	0
		4号 みかじめ料要求行為	168	19	277	6	180	9	126	7	123	4
		5号 用心棒料等要求行為	285	9	318	9	259	11	277	9	233	10
		6号 高利債権取立行為	18	3	24	1	23	1	22	0	26	5
		7号 不当債権取立行為	7	0	5	0	0	0	5	0	1	0
		8号 不当債務免除要求行為	47	1	28	0	47	0	29	0	40	0
		9号 不当貸付等要求行為	9	2	13	0	7	0	11	0	19	0
		14号 競売等妨害行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19号 不当示談介入行為	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		20号 因縁をつけての金品等要求行為	15	0	11	0	4	0	10	0	8	0
		その他	9	1	8	0	1	0	5	0	9	0
		暴力的要求行為の合計	1,145	52	1,192	28	999	29	939	22	927	28
	10条	1項 暴力的要求行為の要求	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
		2項 暴力的要求行為の現場立会援助行為	279	—	201	—	184	—	234	—	216	—
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	2	—	2	—	0	—	0	—	0
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	2	—	3	—	0	—	4	—	5
	12条の5	準暴力的要求行為	63	2	29	1	6	1	10	1	75	1
	15条	暴力団事務所の使用制限	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	16条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	30	0	18	1	14	0	14	1	12	0
		2項 威迫による加入強要・脱退妨害	198	2	209	4	144	5	120	5	108	0
		3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	15	1	13	0	8	0	13	0	14	0
	17条	加入の強要の命令等	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	20条	指詰め等の強要等	7	0	8	0	4	1	3	0	2	0
	21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	1	0	7	0	3	0	1	0	2	0
	25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	29条	事務所等における禁止行為	7	—	7	—	4	—	3	—	13	—
	30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	0	5	0	3	0	2	0	0	0	1
	30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	—	2	—	2	—	4	—	6	—	11
	30条の6	1項 用心棒の役務提供等	2	10	3	4	0	8	0	2	0	2
		2項 用心棒行為等の要求等	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
	30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	30条の11	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	0	—	4	—	4	—	0	—	0
団 体 別	六代目山口組		658	44	687	23	448	24	278	14	230	13
	稲川会		219	17	228	7	244	5	189	7	195	5
	住吉会		323	5	315	7	277	4	271	5	304	6
	神戸山口組								122	1	135	3
	その他の指定暴力団		216	10	252	14	218	20	242	13	225	20

注1：「中止命令」欄の「—」は中止命令の規定がないこと、「その他の命令」欄の「—」は中止命令以外の命令の規定がないことを示す。

2：「その他の命令」のうち、15条及び30条の11は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6・1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令であり、これら以外は再発防止命令である。

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

CASE

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する全ての事業から暴力団等を排除するため、各競技施設等の整備事業において、暴力団等排除協議会を順次発足させ、事業者に対し、契約の相手方等が暴力団等ではないことの確認、暴力団等に不当に介入された場合の同協議会への報告及び警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している（警視庁）。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

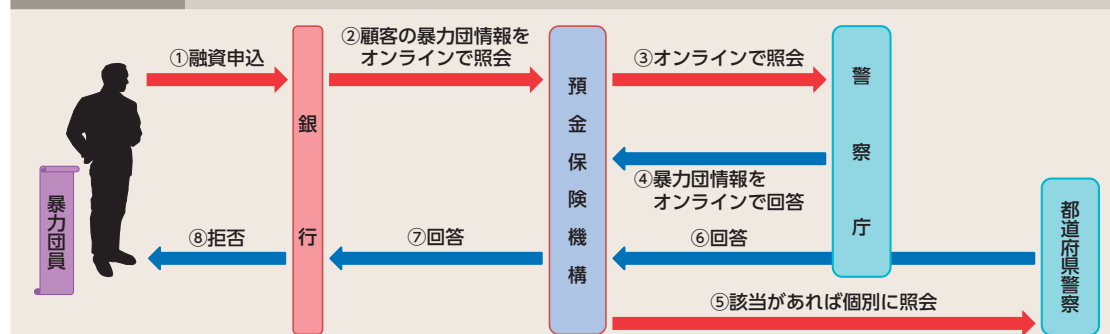
② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

MEMO 銀行の融資取引からの暴力団排除の徹底

警察庁では、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始した。

図表4-7 銀行の融資取引における暴力団情報の照会の流れ



注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴迫センター及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴迫センター制度^(注1)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、暴力団対策法における指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定も効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



暴力団追放パレードの状況

CASE ▶

平成28年2月、六代目山口組傘下組織組長らによる神戸山口組傘下組織事務所に対する銃器発砲事件が発生したことから、29年6月、適格暴迫センターの認定を受けた福井県暴力追放センターが、地域住民から委託を受け、福井地方裁判所に対し、同センターの名をもって両組織の事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年10月、同命令が決定された（福井）。

CASE ▶

六代目山口組傘下組織組長により、みかじめ料名目で恐喝を受けたとして、飲食店経営者が六代目山口組組長らに対して損害賠償を求めた民事訴訟において、29年3月、名古屋地方裁判所は、同組長らに対し、合計約2,200万円の支払いを命じた（愛知）。

(4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。平成29年中における実施件数は、暴力団員がマンションの賃貸借契約を暴力団員ではない知人の名義で締結していたなどとして勧告した事例が65件、暴力団員が正当な理由なく青少年を事務所へ立ち入らせたなどとして中止命令を発出した事例が17件、暴力団員が立入禁止標章^(注2)の掲示店舗に立ち入ったことにつき、更に反復して行うおそれがあるとして再発防止命令を発出した事例が4件、暴力団員が暴力団排除特別強化区域^(注3)の飲食店等から用心棒の役務を提供することの対償として現金を受け取ったなどとして検挙した事例が12件となっている。

(5) 暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

注1：国家公安委員会から適格暴迫センターとして認定を受けた暴迫センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

2：暴力団員の立入りが禁止された特定の営業所に掲示される標章

3：暴力団の排除を徹底することにより、地域住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する区域

第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成29年中の薬物事犯の検挙人員は1万3,542人と、引き続き高い水準にあり、覚醒剤の大量密輸入事犯が相次いで検挙されたほか、大麻事犯の検挙人員が警察庁が保有する昭和33年以降の統計で最多となるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

(1) 各種薬物事犯の状況

① 覚醒剤事犯

平成29年中の覚醒剤事犯の検挙人員及び押収量^(注1)は図表4-9のとおりである。検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の74.7%を占めている。また、押収量は1,118.1キログラムと、前年より377.3キログラム(25.2%)減少したものの、引き続き1,000キログラムを超えた。近年の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち半数程度を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

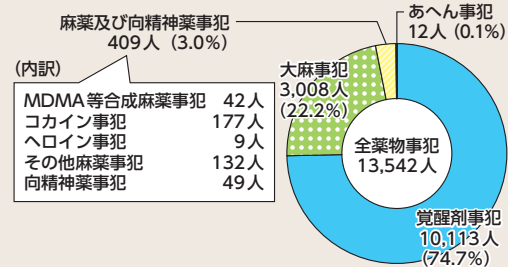
最近5年間の大麻事犯の検挙人員及び押収量は図表4-9のとおりである^(注2)。

③ その他の薬物事犯

最近5年間のMDMA^(注3)等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、図表4-9のとおりである。

コカイン事犯の検挙人員は177人と、警察庁が保有する昭和34年以降の統計で最多となった。近年のコカイン事犯の特徴としては、覚醒剤事犯及び大麻事犯と比べて検挙人員に占める外国人の割合が高いことが挙げられる。

図表4-8 薬物事犯の検挙人員(平成29年)



図表4-9 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成25~29年)

区分		年次	25	26	27	28	29
覚醒剤事犯	検挙人員(人)		10,909	10,958	11,022	10,457	10,113
	押収量(kg)		831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1
大麻事犯	検挙人員(人)		1,555	1,761	2,101	2,536	3,008
	押収量	乾燥大麻(kg)	161.5	165.0	101.0	133.1	176.3
		大麻樹脂(kg)	1.1	36.7	3.9	0.9	20.7
		大麻草(本)	3,850	5,195	3,355	13,660	17,324
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員(人)	105	62	45	38	42
		押収量(錠)	2,135	479	1,055	5,021	3,181
	コカイン	検挙人員(人)	46	61	86	142	177
		押収量(kg)	119.6	2.2	18.5	18.3	9.6
	ヘロイン	検挙人員(人)	20	5	3	0	9
		押収量(kg)	3.8	0.0	2.0	0.0	70.3
	向精神薬	検挙人員(人)	33	38	26	63	49
		押収量(錠)	11,396	3,840	4,270	2,803	2,581
あへん事犯	検挙人員(人)		9	24	3	6	12
	押収量(kg)		0.2	0.2	0.0	0.7	0.0

注1：覚醒剤の押収量は、錠剤型覚醒剤を含まない。

2：大麻事犯の状況については、52頁参照

3：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxymethamphetamine)」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(2) 薬物密輸入事犯の状況

平成29年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は302件と、前年より101件（50.2%）増加し、検挙人員は289人と、前年より72人（33.2%）増加した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4－10のとおりである。29年中は、覚醒剤の押収量が前年より減少したものの、引き続き暴力団や来日外国人^(注1)による覚醒剤の大量密輸入事犯を相次いで検挙したほか、航空機を利用した覚醒剤密輸入事犯の検挙件数が84件と、前年より43件（104.9%）増加し、覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は、3年ぶりに100件を超えた。

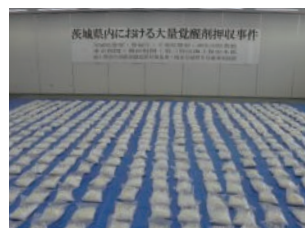
これらの背景には、我が国に覚醒剤に対する根強い需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと考えられる。

図表4－10 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙件数（件）		77	164	132	185	120	119	150	73	82	126
うち航空機利用によるもの		49	127	112	151	81	96	121	44	41	84
構成比（%）		63.6	77.4	84.8	81.6	67.5	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7
検挙人員（人）		97	219	158	216	170	160	176	96	97	153
うち暴力団構成員等		18	62	31	39	20	30	25	19	11	14
うち来日外国人		42	97	90	139	106	113	127	56	65	109
押収量（kg）		324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4

CASE

住吉会傘下組織元幹部の男（60）らは、29年8月、米袋に覚醒剤を隠匿し、漁船で密輸入した。同年11月までに、同男ら日本人17人、中国（香港等）人2人、オランダ人1人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入等）等で逮捕し、覚醒剤約474.7キログラムを押収した（茨城、警視庁、千葉、神奈川、京都、岡山、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄）。



押収された覚醒剤

(3) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成29年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は4,751人と、前年より316人（6.2%）減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の47.0%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。一方、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は742人と、暴力団構成員及び準構成員等の総数が減少している^(注2)にもかかわらず、前年より93人（14.3%）増加していることなどから、暴力団が大麻事犯への関与を強めていることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

29年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は617人と、前年より152人（32.7%）増加した。このうち、覚醒剤の営利目的輸入事犯の検挙人員は93人であり、国籍・地域別でみると、タイ、中国（香港等）及び台湾の比率が高く、合わせて全体の43.0%を占めている。また、29年中の来日外国人による覚醒剤の密売関連事犯^(注3)の検挙人員は29人と、前年より8人（21.6%）減少した。国籍・地域別でみると、イランの比率が最も高く、全体の51.7%を占めており、イラン人による覚醒剤の密売ルートが根強く存在していることがうかがわれる。

注1：我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

2：132頁参照

3：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、捜査員の派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。平成30年2月には、警察庁のODA事業として、32の国・地域及び4国際機関の参加を得て、第23回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法^(注1)の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注3)・追徴^(注4)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注5)からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進するとともに、インターネットを利用した薬物密売事犯を検挙した場合には、サイト管理者等に対して警告及び再発防止指導を行っている。

(2) 需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神や身体をむしろむしばみばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は、社会の安全を脅かす重大な問題である。

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。

(3) 危険ドラッグ^(注6)対策

平成29年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は651人と、2年連続で減少した。警察では、医薬品医療機器法をはじめとする各種法令を駆使して危険ドラッグ事犯の取締りを徹底するとともに、国内外の関係機関との情報共有や乱用防止に向けた広報啓発活動を行っている。

図表4-11 危険ドラッグ事犯の検挙人員の推移
(平成25～29年)

年次	25	26	27	28	29
検挙人員(人)	176	840	1,196	920	651

注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

3：物の所有権又は金融債権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

4：没収することができる物又は金融債権の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

5：124頁参照

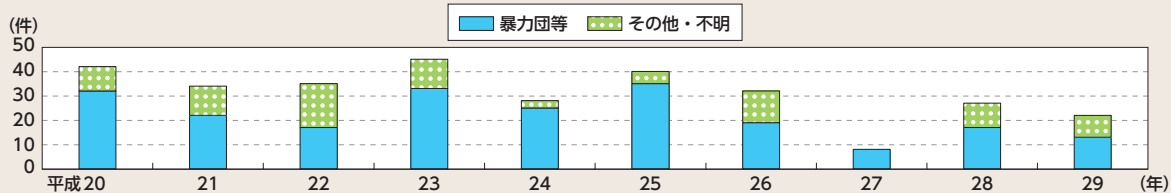
6：規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

平成29年中の銃器情勢は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が繁華街や住宅街において相次いで発生し、銃器使用事件^(注1)も104件発生するなど、引き続き警戒が必要である。

図表4-12 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成20～29年）



区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数（件）	暴力団等	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13
	うち対立抗争	3	1	0	9	7	20	9	0	6	1
	その他・不明	10	12	18	12	3	5	13	0	10	9

注1：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
3：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-13 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
死傷者数（人）	死者数	10（2）	7（3）	11（8）	8（6）	4（1）	6（5）	6（6）	1（0）	5（3）	3（2）
	負傷者数	9（5）	13（8）	6（3）	10（5）	12（5）	2（0）	4（1）	3（0）	6（5）	5（3）
	総数	19（7）	20（11）	17（11）	18（11）	16（6）	8（5）	10（7）	4（0）	11（8）	8（5）

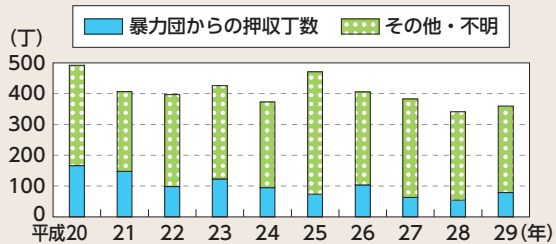
注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-14のとおりである。近年、押収丁数全体及び暴力団からの押収丁数^(注2)はいずれも減少傾向にあったが、平成29年は増加に転じた。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や拳銃の密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-14 拳銃押収丁数の推移（平成20～29年）



区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
押収丁数（丁）	暴力団	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79
	その他・不明	326	259	299	303	278	397	302	320	287	281
	総数	492	407	397	426	373	471	406	383	341	360

注1：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

2：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

第3節

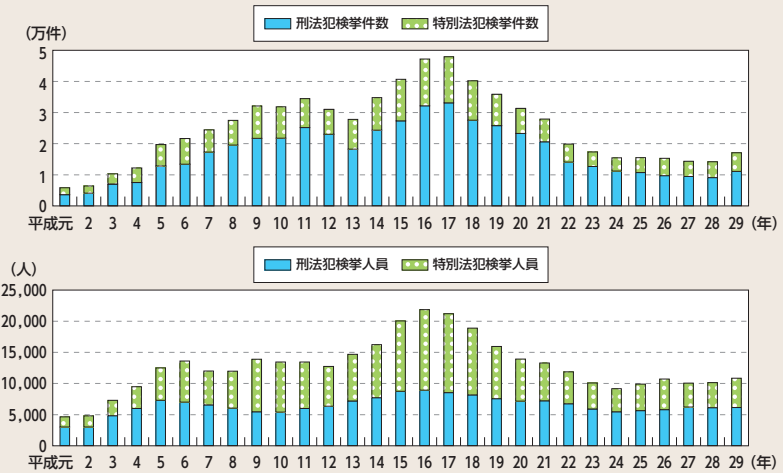
来日外国人犯罪対策

1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-15のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については、ピークであった平成17年から29年にかけて、4万7,865件から1万7,006件へと大きく減少しており、検挙人員についても、ピークであった16年から29年にかけて、2万1,842人から1万828人へと大きく減少している。

図表4-15 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成元～29年）



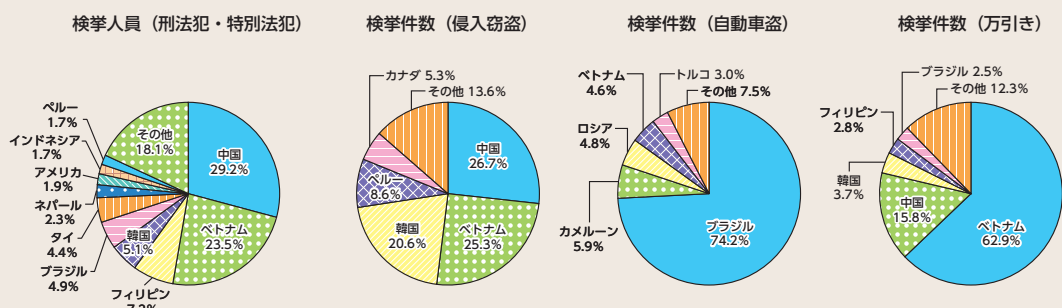
図表4-16 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成20～29年）

区分		年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総検挙	件数 (件)		31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006
	人員 (人)		13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828
刑法犯	件数 (件)		23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012
	人員 (人)		7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113
特別法犯	件数 (件)		8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994
	人員 (人)		6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715

(2) 国籍・地域別検挙状況

平成29年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-17のとおりである。検挙人員は、中国が最も高い割合を占めており、最近ではベトナムの割合も高くなってきている。また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗では中国及びベトナムが高い割合を占めているほか、自動車盗ではブラジルが、万引きではベトナムが最も高い割合を占めているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。

図表4-17 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成29年）



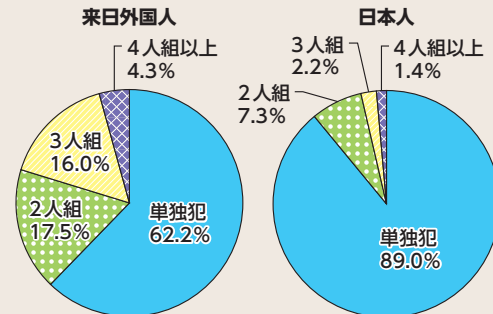
2 国際犯罪組織の動向

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

平成29年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は37.8%と、日本人(11.0%)の約3.4倍に上り^(注1)、共犯事件の割合が極めて高い。罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で74.6%と、日本人(11.4%)の約6.5倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に犯罪が敢行される傾向がうかがわれる。

図表4-18 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(平成29年)



(2) 日本で活動する国際犯罪組織^(注2)の特徴

国際犯罪組織のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものがあるほか、暴力団と連携する例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

さらに、これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪を敢行するものもある。

CASE

平成29年2月から同年10月にかけて、偽造クレジットカードを密輸入しようとしたマレーシア人の男(27)ら17人を不正電磁的記録カード輸入罪等で逮捕した。また、同年1月から同年5月にかけて、大阪府内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等を購入しようとしたマレーシア人の男(31)ら9人を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した(大阪)。

(3) 国際犯罪組織に利用される犯罪インフラ^(注3)の実態

国際犯罪組織は、犯罪インフラを利用して各種犯罪を効率的に敢行している。国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行^(注4)による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長^(注5)、旅券・在留カード等偽造^(注6)等がある。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

2：外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人犯罪グループその他犯罪を目的とした多人数の集合体で国際的に活動するもの

3：110頁参照

4：地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されており、近年は、送金依頼を受けた資金で中古自動車等を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金するなど手口が巧妙化している。

5：偽装結婚、偽装認知、不法就労助長は、不法滞在者等に在留資格を不正取得させたり、就労の機会を提供することで不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや、暴力団が関与するものが見られる。また近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。

6：偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、違法に資金を得るために国際犯罪組織が偽造に関与し、不法滞在者等に販売されることもある。

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）^(注1)等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。法務省入国管理局との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなど連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなど連携を図っている。

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPOは、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、平成29年末現在、我が国を含む192の国・地域が加盟している。

ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

また、フランスに本部を置く事務総局の機能を補完する組織として平成27年（2015年）4月に設置されたシンガポール総局（IGCI）^(注2)では、サイバー犯罪対策、サイバーセキュリティ対策、加盟国の警察官やICPO職員の訓練等を行っている。



第86回ICPO総会（©INTERPOL）

CASE ▶

日本人の男（64）らは、22年9月、覚醒剤合計約9.1キログラムを台湾から国際郵便で密輸入した。同男は日本国外に逃亡していたが、ICPOを通じて国際手配を行ったところ、29年6月、中国公安部から、同男を不法滞在で拘束し、退去強制とする旨の情報を得たため、同月、同男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した（警視庁）。

② 外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注3)及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：INTERPOL Global Complex for Innovationの略

3：229頁参照

(3) 国外逃亡被疑者等^(注1)の追跡

国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-19のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、法務省入国管理局に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^(注2)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

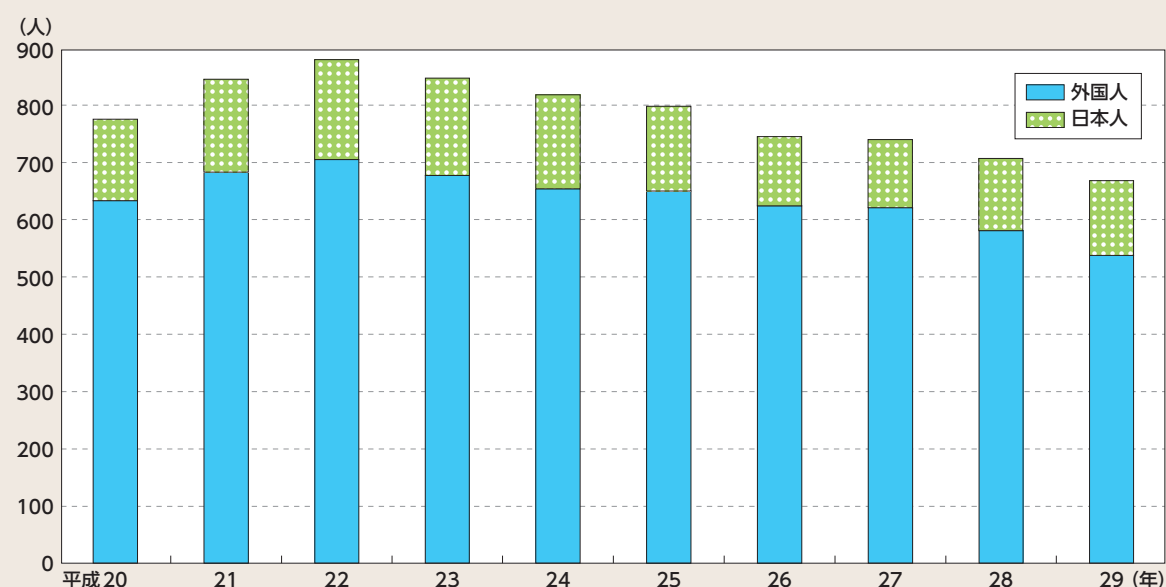
このような取組の結果、平成29年中は、出国直前の外国人被疑者23人のほか、国外逃亡被疑者124人（うち外国人77人）を検挙した。

また、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

CASE

26年3月、我が国において女性を殺害し、同女性のクレジットカード等を強取するなどしたブラジル人の女（32）が犯行後に出国した。同年5月、同女が不法入国により中国で身柄を拘束されている旨の情報を得たことから、外交ルートを活用し、29年1月、同女の身柄の引渡しを受け、逮捕した（大阪）。

図表4-19 国外逃亡被疑者等数の推移（平成20～29年）



区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
国外逃亡被疑者等数（人）		775	845	879	847	818	798	745	740	707	668
うち外国人		633	683	705	677	654	650	624	621	581	538

注：数値は、各年末現在

注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者

2：229頁参照

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法^(注1)及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注2)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者^(注3)により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注4)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表4-20のとおりであり、平成29年中は40万43件と、前年と比べて1,048件(0.3%)減少した。

図表4-20 疑わしい取引の届出状況の推移(平成25~29年)

区分	年次	25	26	27	28	29
年間受理件数(件)		349,361	377,513	399,508	401,091	400,043
年間提供件数(件)		296,501	348,778	435,055	443,705	446,085

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。
注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-21 疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の推移(平成25~29年)

年次	25	26	27	28	29
検挙事件数(事件)	962	1,001	1,096	1,091	1,097

MEMO 犯罪収益移転危険度調査書

国家公安委員会は、平成27年から毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、公表している。

29年11月に作成及び公表した同調査書では、金地金の密輸入事犯、国境を越えて行われるマネー・ローンダリング事犯等、近年の犯罪収益の移転に係る特徴を踏まえた分析の結果等を記載しており、特定事業者は、同調査書の内容を勘案するなどして、取り扱う取引が犯罪収益の移転に悪用されることを効果的に防止することが求められている。

注1：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

注2：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

注3：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注4：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引事業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

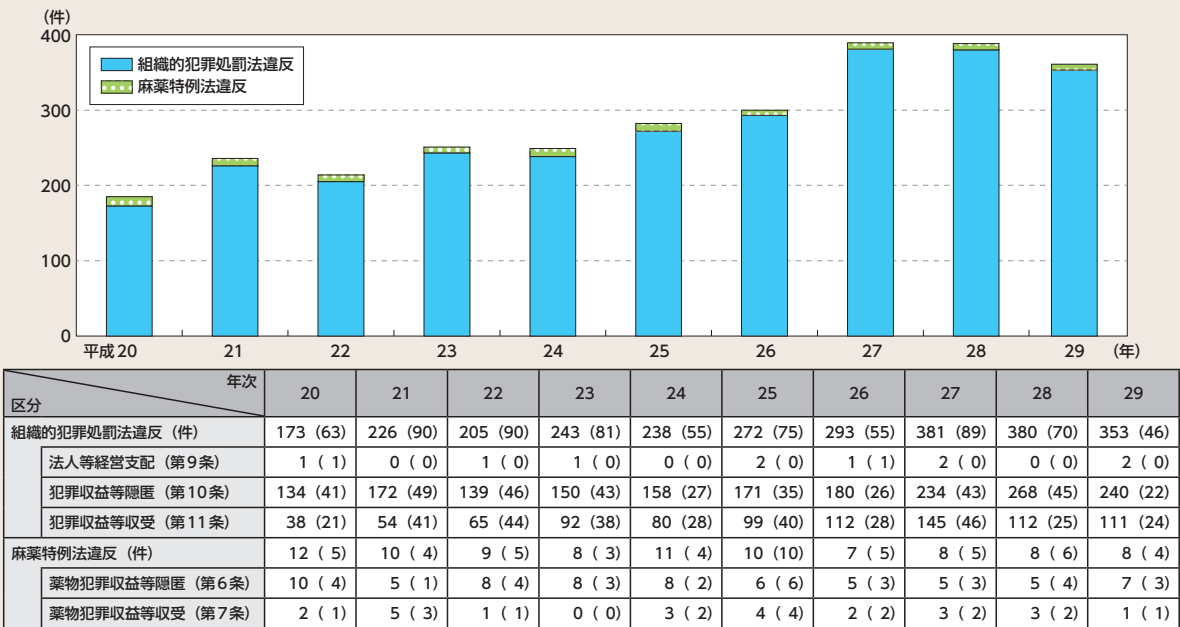
マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-22のとおりであり、平成29年中は361件（前年比27件（7.0%）減少）であった。前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが136件、詐欺に係るものが103件、電子計算機使用詐欺に係るものが24件、ヤミ金融事犯に係るものが22件となっている。

29年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは50件で、全体の13.9%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが19件、窃盗に係るものが8件、賭博に係るものが4件となっているが、その他にも売春防止法違反や恐喝等に係るものなどがあり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

また、29年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は27件であった。

図表4-22 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）



注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

会員の男（33）らは、28年1月、他人名義のクレジットカードを使用して不正に購入した合計約190万円分の仮想通貨の一部を日本円に換金し、同男らが管理する他人名義の口座に振り込むなどして隠匿した。29年1月、同男ら3人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した（警視庁）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-23のとおりである。

図表4-23 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成24～28年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	24	88	115,756	56	924,627	144	1,040,384
	25	119	701,489	47	16,431,835	166	17,133,324
	26	72	117,462	62	408,319	134	525,782
	27	86	1,581,286	76	2,542,167	162	4,123,454
	28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
麻薬特例法	24	63	20,852	241	361,862	304	382,714
	25	61	16,407	214	506,150	275	522,558
	26	52	9,266	231	325,307	283	334,574
	27	56	11,025	199	194,243	255	205,269
	28	38	14,891	201	289,761	239	304,652

注1：法務省資料による。
 2：金額は、千円未満切捨てである。
 3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成29年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、賭博、入管法違反、売春防止法違反、詐欺等に関して188件（前年比5件（2.7%）増加）発出され、麻薬特例法で11件（前年比5件（31.3%）減少）発出されている。

図表4-24 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成25～29年）

区分 \ 年次	25	26	27	28	29
組織的犯罪処罰法（件）	160 (54)	193 (45)	220 (46)	183 (34)	188 (27)
麻薬特例法（件）	4 (4)	16 (9)	14 (10)	16 (12)	11 (0)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

賭博店経営者の男（62）らは、28年12月から29年6月にかけて、賭客にトランプカード等を使用する「バカラ」と称する賭博をさせていた。30年4月までに、同男ら51人を賭博場開張図利罪等で検挙するとともに、29年8月、押収した現金のうち約1億9,200万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（大阪）。

4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF^(注1)、APG^(注2)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成29年末現在、我が国を含む35の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、FATFは、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各参加国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても20年に3回目の審査が実施された。

(2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。平成29年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合等に職員を派遣し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参画している。

(3) エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、平成29年末現在、我が国を含む156の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に参画している。

(4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会は、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、平成29年末現在、101の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

図表4-25 国家公安委員会と外国のFIUとの情報交換件数の推移（平成25～29年）

年次	25	26	27	28	29
情報交換件数（件）	262	255	337	288	389



オーストリアFIUとの情報交換枠組みの設定

注1：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

捜査の最前線

刑事の一日

昼夜を分かたず最前線で国民の安全安心を守っている刑事の活動を、警視庁A警察署組織犯罪対策課で勤務するB警部補のある当番勤務の一日を通じて描写する。

⑪翌日08:30 翌日の当番員へ引継ぎ

逮捕した被疑者を東京地方検察庁へ送致するための準備が整ったので、送致書類の決裁を幹部から受けた。

翌日の当番員に当番中の管内の状況等について引き継ぎ、当番勤務を終了する。

今回の当番は特に忙しかった。

今日は帰ってゆっくり体を休めよう。



【休日】

今日は子供が通う学校の授業参観日。仕事のことを忘れ、家族のために「良きお父さん」になる。

⑩翌日02:00 応援要請～令状請求～検挙

管内の警戒活動に従事しようとしたところ、警視庁自動車警ら隊から、「薬物使用の疑いあり、任意採尿拒否」との連絡があったため、現場に臨場する。

職務質問対象者は、その言動や腕の注射痕から薬物使用の蓋然性が高いものの、所持品検査や任意採尿に応じない。

着衣及び所持品に対する搜索差押え並びに強制採尿を実施するため、東京簡易裁判所に対し、搜索差押許可状の請求を行い、裁判官の審査を受け、令状の発付を受けた。

被疑者に対し令状を示し、着衣及び所持品に対する搜索差押えを実施したものの、覚醒剤は発見されなかったが、被疑者がなお任意採尿に応じなかったことから、採尿のため病院に移動し、強制採尿を実施した。



被疑者の尿に対し覚醒剤の予試験を実施したところ、陽性の反応を呈した。

警視庁科学捜査研究所に対し鑑定を依頼し、被疑者の尿から覚醒剤が検出された旨の連絡を受けたことなどから、被疑者を覚せい剤取締法違反（使用）で緊急逮捕した。



⑨23:00 けんか・口論事案の発生

繁華街の一角にある飲食店において、日本人と外国人のけんか・口論事案が発生している旨の通報が入ったため、急遽現場へ臨場する。

両者から別々に事情聴取を行った結果、暴行の事実を確認することができないことなどから、再度のトラブルを防止するため、両者を説諭し落ち着かせ、別々に帰宅させる。



⑧19:00 夕食

今日の夕食は警察署の近くの店舗から出前を取ることにした。いつ事案が発生しても対応することができるよう、しっかりと食べておこう。

① 07:00 術科訓練

警察官たるもの、都民を危険から守るとともに、適切に職務を遂行するためにも、日頃から術科訓練が欠かせない。今日は地域課員の若手警察官と柔道の稽古を行う。朝の訓練におけるコミュニケーションが日頃の業務の円滑化にもつながる。



② 09:00 署長訓授

署長訓授を受ける。最近管内で特殊詐欺が発生したことを受け、各種職務執行の中で金融機関に立ち寄るなど、警戒活動を強化するよう指示があった。



③ 10:00 路上強盗事案の発生

警視庁通信指令本部から「A警察署管内で持凶器強盗事案が発生。受傷事故防止に配慮しながら至急現場に急行せよ」との指令がなされ、管内に緊急配備が発令されたため、刑事課等他課の捜査員と共に耐刃防護衣を着用し、被疑者確保のため現場に急行した。

事件発生現場で聞き込みを実施していたところ、警視庁機動捜査隊から「被疑者の人着に酷似した者が運転する車両を発見した」との続報が入った。

乗車していた男に対し、機動捜査隊員らと共に職務質問を実施したところ、同男は被害品を所持しており、犯行を認めたため、同男を緊急逮捕した。

事件発生時には、本部の捜査員や他課と連携した迅速・的確な初動捜査が重要だ。



④ 13:00 昼食

路上強盗事案への対応でいつもより昼食は遅くなったが、今日は警察署内の食堂で同じ当番の警察官らと、昼食を取ることにした。

お互いの最近の業務内容について情報交換を行うとともに、子育てについて会話が弾んだ。



⑤ 14:00 偽造クレジットカード所持事案の発生

管内の百貨店から、「偽造クレジットカードのようなものを持っている外国人が来店している」との通報があったため、現場に急行した。

当該外国人が所持しているカードが偽造されたものであることを確認し、同外国人を不正電磁的記録カード所持罪で現行犯逮捕した。

⑥ 15:00 取調べ

逮捕した被疑者の取調べを行う。被疑者から余罪についての供述が得られたことから、今後の捜査方針について上司と相談することにした。



⑦ 16:30 当直指示

今日は6日に一度の当番勤務の日である。幹部の指示を受けて夜間帯の勤務に備える。

管内においては、夜間帯の事案も多いため、事案が発生した際には幹部に速報し、各課連携して対応するよう指示があった。

警察活動の最前線



けいたくん

暴力団対策を進める中で感じること

滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係

あかぎ りょうた 赤木 亮太 警部補

「個人的な付き合いの何が悪いんですか？」これは、外形上暴力団と関係がないように装った後援会の参加費名目で、定期的に暴力団員から金銭を徴収されていた企業経営者の言葉です。

近年、暴力団は、警察の取締りの強化や暴排意識の高まりによって、ゆすり、たかり等の伝統的な資金獲得活動を行うことが難しくなった一方、資金を得るために様々な手法を用いて法の目をかいくぐろうとしています。

前述の事件では、暴力団員は、後援会において本来要する食事代等以上の金額を徴収する「差額みかじめ」と言われる方法を用いて資金を得ていました。

そうして暴力団員が得た資金は、所属する暴力団に上納されていた上、この暴力団員は、対立する暴力団に対し、拳銃発砲事件を起こすような凶悪な犯罪者でした。

その後、当該暴力団員を逮捕し、暴力団排除条例に基づく勧告を企業経営者にも実施する中で、当初は冒頭のように話していた企業経営者も、暴力団の本性を知り、「私たちのお金が拳銃を買う資金の一部だったかもしれないと思うと恐ろしいです」と考えを改めてくれました。暴力団を社会から排除するためには、こうした地域住民一人一人の意識の変化が大切であると思います。

暴力団を壊滅するためには、地域住民が自ら暴力団との関係を遮断することが必要不可欠であり、私は今後も、県民の理解と協力を得ながら、暴力団に立ち向かっていきます。



ひばりくん

自動車盗根絶に向けたヤード対策

茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課安全安心まちづくり推進室ヤード対策第二係

かめた やすし 亀田 安司 巡査部長

当県では、平成29年4月、全国で初めてヤードを悪用した自動車の盗難の防止を図ることを目的とする「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例」が施行され、当課にヤード対策班が設置されました。

私は日々、県内のヤードに赴き、ヤード条例等に基づいた立入りを実施しており、ヤードの管理者に対して指導・警告を行っているほか、悪質な違反に対しては積極的に事件化を図っています。

その中で最も印象に残っているのは、条例施行後に初めて条例違反で検挙した被疑者の捜査を担当した時のことです。当然ですが、ヤード条例違反の捜査は前例がなく、どのような捜査を行ったらよいのか、必要な捜査事項は何か等と悩み続けました。

しかし、綿密な裏付け捜査や証拠収集のほか、他の班員とお互いに知恵を出し合いながら意見交換を重ねたことで、立件に必要なポイントを発見し、無事に被疑者が起訴され捜査を終えることができました。また、この事件は、新聞・テレビ等で大きく報道されることとなりました。

ヤード対策は、外国人が関係者となることが多く、言葉の壁や文化の違い等、業務を進める上で困難な点が多々ありますが、今後とも県警が一丸となって悪質なヤードを取り締まり、自動車盗の根絶に向け全力を傾けていきたいと思っています。

